

企画提案書評価表 (R6)

件名: 令和6年度子ども家庭庁漫画冊子制作等業務

- ※1 基礎点: 配点()は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないで「不合格」とする。
- ※2 加点: 基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加点対象となる。
- ※3 集計方法: 企画提案書評価委員会の委員毎が評価した得点を平均(小数点第2位未満を切り捨て)して行う。

評価項目	仕様書番号	評価基準	配点	
			必須項目は加点対象	任意項目は加点対象
1. 業務実施方針等				
①業務実施方法の妥当性	全体	「令和6年度子ども家庭庁漫画冊子制作等業務」について、事業目的や内容について理解したうえで、仕様書に示した内容について、前提条件や特徴について適切な認識を持っているか。 【3段階評価】 適切な認識である。(7) 概ね適切な認識である。(3) 認識が不十分である、あるいは記載がない。(0)	7	A
		個人情報保護・情報セキュリティ管理体制(特に個人情報管理体制(再委託事業者に情報を渡す場合は情報の範囲と委託先の体制も含む)、情報漏洩を防ぐ手段・体制及び情報漏洩を認めた場合の対応方法)について基本的な考え方が示され、適切な管理手法等が提案されているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(5) 概ね妥当な内容であると認められた。(3) 概ね妥当な内容であると認められた。(1) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	5	A
②提案の個別事項		仕様書で示した項目について、実施方法が全て提案されているか。	(10)	B
		仕様書「4. 委託業務内容」の「(3)漫画冊子制作にあたっての留意点」の①の項目について、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(5) 優れた内容である。(3) 概ね妥当な内容であると認められた。(1) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	5	B
		仕様書「4. 委託業務内容」の「(3)漫画冊子制作にあたっての留意点」の②の項目について、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(5) 優れた内容である。(3) 概ね妥当な内容であると認められた。(1) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	5	B
		仕様書「4. 委託業務内容」の「(3)漫画冊子制作にあたっての留意点」の③の項目について、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(5) 優れた内容である。(3) 概ね妥当な内容であると認められた。(1) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	5	B
		仕様書「4. 委託業務内容」の「(6)委託内容」の「⑦配布・納品」の項目について、全国の小学校等に配布するために、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。 【3段階評価】 優れた内容である。(3) 概ね妥当な内容であると認められた。(1) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	3	B
	全体	上記以外に独自の具体的な提案がされているか。 【具体的な提案1件につき2点、最大6点】	6	B
	全体	業務の全体作業スケジュールに無理がなく、当事業の目的達成の実現性はあるか。	10	A
③作業計画の妥当性・効率性	全体	当事業の目的達成のために、作業手順及び進捗状況の報告のタイミング等の日程が効率的であるか。 【4段階評価】 効率的な内容が示されている。(10) 概ね効率的な内容が示されている。(5) 一部効率性に欠ける。(3) 効率性に欠ける。(0)	10	B
	全体	業務の全体作業スケジュールに無理がなく、当事業の目的達成の実現性はあるか。	10	A
2. 組織の経験・能力				
①組織としての実施能力	全体	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。また、業務体制図が示されているか。(再委託先を含む)	(5)	A
		円滑な事業遂行のための組織体制が組まれているか。	(5)	A
		事業に関する幅広い知見・ネットワークを有する等、優れた情報収集能力をもっているか。	(5)	A
3. 業務従事者の経験・能力				
①類似業務の経験	全体	過去に、本事業に従事する者が、国又は地方公共団体、民間団体の業務委託により、漫画冊子制作を実施した実績があるか。 【1件につき2点、最大4点】	4	A
②業務従事者の能力	全体	業務実施に必要な知識・経験を有しているか。	(5)	A
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
	全体	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 3点 ・3段階目(※1) 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 2点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 3点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 3点 ・トライくるみん 3点 ・プラチナくるみん 5点 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースフル認定 4点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) *内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	5	A
5. 賃上げの実施を表明した企業等				
	全体	【大企業】 事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 5点 ※「従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)」を提出すること。 【中小企業等】 事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 5点 ※「従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)」を提出すること。	5	A
合 計		基礎点・種別A	30	56
		加点・種別B	70	44
		合計	100	100